

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年五月十八日・法律第五十一号）（抄）

（投票権）

第三条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

附 則

（法制上の措置）

第三条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

平成十九年三月二十九日

○船田委員 お答えいたします。

投票年齢につきまして、今の公職選挙法は二十でありまして、それを国民投票法におきましては本則十八ということにいたしますと同時に、諸外国でも、二つの投票の制度といたしましよか、これはいずれも年齢は一緒であります。また、それはほとんどの国においていずれも十八ということになっておりますから、そういう措置をとるというのが当然であると思っております。

そこで、これから十八にしていくときに、関連法令である公職選挙法、それから民法が非常に大きなものでございますが、これの改正を行い、そしてできるだけ十八になるように早急にこの検討を進めるといふことになります。

その二つの法律以外はどうかということですが、関連する法律というのは現在二十八程度あるといふふうに言われております。もちろん、そのすべてを十八にしなればいかぬのだということも言っているつもりはございません、検討はいたしますけれども、検討した結果、二十のままでもいいという法律もあるでしょうし、やはり十八にしなければだめだという法律もあると思います。その仕分け作業というのはこの三年間の間に鋭意行つて、必要な改正を行うという趣旨でございます。

では、いつまでにその改正が行われるか、またいつまでに施行されるかという関係でございますが、この三年間の間は、やはり必要な法案については改正をするといふところまでがせいぜいだろうと思っております。その施行あるいは適用ということについては三年以内というのは、これは大変厳しい話である。むしろ、その法律の趣旨あるいは法

律の適用範囲、そういうものからして施行期日あるいは適用範囲、適用時期というのが、周知期間の問題等もあります、あるいはまた準備期間というものもありますので、改正から施行されるまでの期間というのはそれぞれ法律によつて違ってくる。だから、三年以内ですべて施行というのは適当ではない、このように考えております。

そういったことも前提にして、少なくとも公職選挙法、民法の改正はきちんとしなければいけない。と同時に、特に民法に関係するものとしては少年法や刑法があると思ひますけれども、特に民法と関連するところでやはり十八にしなければ整合性が合わないといふことについては、これではできるだけ改正を試み、改正の努力をする。そして、最終的には国会が、ほかの法律の年齢の上における整備状況が問題ないということがわかれば、附則三条の規定が解除されまして国民投票が十八から行われる、このようになるわけでございます。そのストッパーを取るか取らないかといふことは、また我々が有権的に、主体的に解釈をしていく問題である、こう考えております。

○船田委員 お答えいたします。

先ほども平岡委員にお答えしたところでございますが、また、今、大口委員おっしゃるように、公選法、民法、これは二十の年齢に非常に密接に関連した法令であります。この国民投票法案が十八にする大前提として、少なくともこの二つは改正をしなければいけないと思っております。ただ、改正をして公布をいたします、それから施行するま

での間、いわゆる準備期間なり周知期間というのがあるわけですが、それはそれぞれ法令の種類、内容によっていろいろ変わり得るわけであります。

したがって、私どもは、その二つの法律についても、あるいはそれ以外の法律についても、改正をまず三年以内にきちんと言う、必要なものはきちんと言う、しかし、その施行については三年から後になっても一定期間は許されてしかるべきであろうと。改正は少なくとも必要なものは全部やる、こういう考え方でございます。

ただ、どの法律を改正すべきかどうかということについては、今明確に申し上げるわけにはいきませんが、これからのまさに検討課題であるということでございます。ただ、この二つの法律を含めて改正をした上で、さらに関連する法律の改正をある程度必要なものは行いまして、そして、附則の第三条に国民投票法のいわゆるストッパーがついておりますので、これを削除するかしないかということは、そのときに改めて判断をする、こういうことになるかと思っております。

ただ、私、個人的に考えておりますのは、この三年間の間にできれば少なくとも公選法につきましては施行されることが望ましい、このように考えております。

なお、仮に三年という期限ぎりぎりに法改正がなされたとしても、その数カ月後には施行適用されるものだ、このように承知をしております。

第百六十六回国会 参・日本国憲法に関する調査特別委員会（抄）

平成十九年四月十八日

○衆議院議員（葉梨康弘君） 先取りというふうに長谷川先生おっしゃられましたけれども、私どもは先取りというふうに考えているわけではございません。少なくとも公職選挙法、民法、そして国民投票の年齢、これはそろえていくことが必要だと。そして、私どもの立法判断として、やはりこれから本当に少子高齢化の時代の中で、やっぱり若い世代の方々にもしつかりと意見を聴いていかなければいけないし、それだけの責任も持っていたらかなければならないということで、十八歳ということをして立法上の政策として提案をさせていただいておるわけでございます。

ですから、公選法が先取りとか民法が先取りという議論ではなくて、正に国民投票法それから公職選挙法それから民法、そしてその他の関係法令、これはどれが入ってくるかというのはまた今後の検討が必要になるわけですけれども、これは一体のものである。ですから、この立法政策の判断を正にこの場においていろいろと御審議、御議論賜りたいというふうに思っております。

第百六十六回国会 参・日本国憲法に関する調査特別委員会（抄）

平成十九年四月十九日

○衆議院議員（葉梨康弘君） お答えを申し上げます。

まず、この憲法審査会が作られまして、大体早期の時期にこの関係法律というのを確定するという作業に入ってこようかと思えます。これを十八に引き下げる法律もあれば、また二十歳のままという法律もあるでしょう。その場合には、例えば法律の題名を変えなきゃいけないだけというのもあるかも分かりませんけれども、そこを確定しまして、この三年間の間に法制上の作業をするということでございます。

そして、公選法と民法を特に頭出ししましたのは、今の憲法の第十五条で成年者による普通選挙を保障するというふうになっております。成年者を決める民法と、それから普通選挙を決める公選法、これはリンクしておりますので、この二つを頭出しをさせていただいております。

○衆議院議員（葉梨康弘君） ちよつと先輩方から総括的な御答弁ある前に、先ほどちよつと舌足らずなところございました、憲法十五条ですけれども、成年者による普通選挙というのは、今、山下委員の御議論にありましたとおり、必ずしも民法と全く一緒であるということも憲法が定めているわけではない。ですから、そういった意味でいろんな検討はできるだろうと思えます。ただし、この成年者というのは民法の成年と同じであることが望ましいという趣旨で申し上げたということも補足させていただきます。

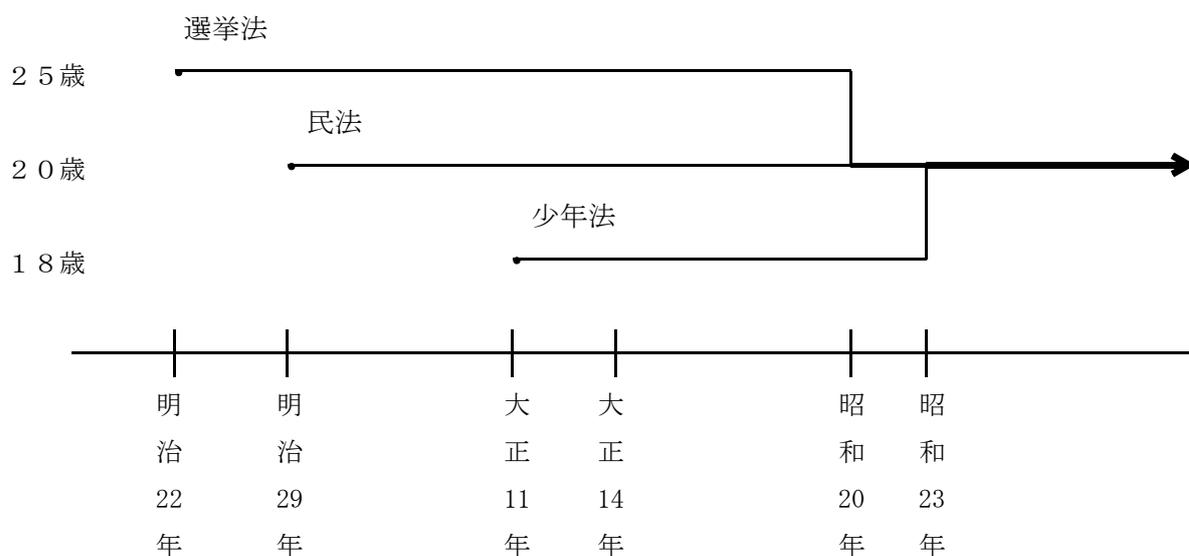
○衆議院議員（船田元君） （略）

ただ、諸外国ともやはりいわゆる公選法に定められた選挙権の年齢、これと国民投票の年齢はほとんど同一でございます。したがって、当然、国民投票法だけではなくて選挙権年齢も十八に引き下げるべきである、こう考えました。また同時に、その選挙権年齢というのは正に現状では二十歳でございます。その二十歳というのは、民法における、先ほど来話のありました成年年齢とも一致をしているということで、これはもう密接なものであって切り離すことができない、こういう考え方から、先ほど申し上げましたように、頭出しとしてはまず公職選挙法、もう一つは民法と。また民法にかかわっての幾つかの関連の法令があるということでございます。

その一つ一つ、これは先ほど民法の話、それから婚姻の関係あるいは刑法の関係ということでお話をいただきました。それぞれの法律が持っているその法の趣旨ですね、そういったものに照らして年齢というのもそれぞれ決まっているということ、これを一律に全部十八にすぐせよというのは、これは乱暴な話でございますので、それぞれの立法の趣旨に立ち返って一つ一つ精査をし、十八に下げるべきもの、あるいは現状のまま二十歳でとどめるもの、それ以外の年齢のものということも仕分をしていく。これは三年間の間にしっかりとやっていこうというのが我々の修正案の趣旨ということになっております。今お話しいただきましたような十八というのが本当にいいかどうかということについての世論調査というんでしょうか、あるいは若者の意識調査ということも含めての議論、これも当然その三年間の間にあるべきものだろうというふうに理解しております。

選挙権年齢の推移

- ・ 明治22年～ 25歳（男子制限選挙）
大正14年～ " （男子普通選挙）
- ・ 昭和20年～ 20歳



(参考)

昭和20年12月4日第89回帝国議会・衆議院議員選挙法改正法案提案理由説明

○堀切國務大臣

「…選挙権及び被選挙権の擴張に付きましては、選挙権の年齢を、二十五年より二十年に、被選挙権の年齢を三十年より二十五年に、それぞれ五年宛引下げますと共に、新たに女子に對しましても、男子と同一の條件を以て選挙権及び被選挙権を認めることに致した次第であります、教育文化の普及状況、一般民度の向上、殊に戦時中に於きましての社會經濟的活動の實際に徴しまして、近時青年の知識能力著しく向上し、満二十年に達しました青年は、民法上の行爲能力を十分に持つて居りますのみならず、國政參與の能力と責任觀念とに於きましても、缺くる所がないものと存ぜられるのであります、寧ろ是等の清新澁刺、純眞熱烈なる青年有権者の選挙への参加に依りまして、選挙界の固著せる弊竇を一新し、之に新日本建設の新しき政治力を形成する重要な要素を加へることに相成るものと信じて居る次第であります、…」